

中小企業利用研究申込書

令和 年 月 日

公益財団法人ひょうご科学技術協会
放射光研究センター
センター長 横山 和司 様

(主たる事業所の所在地)

申込者 住 所

(会社名及び代表者の職・氏名)

氏 名

印

兵庫県ビームラインにおいて、中小企業利用料金により研究を実施したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 業種分類

該当業種	業種分類
	製造業、建設業、運輸業その他
	卸売業
	サービス業
	小売業

※該当する業種分類（該当業種欄）に○を記載ください。

2 資本金等の額及び従業員数

資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
円	人

3 兵庫県内の拠点の有無

県内拠点の有無	県内拠点の所在地
有	
無	※有・無のいずれかに○印をつけてください。

4 みなし大企業（※裏面参照）への該当の有無（いずれかに○印をつけてください）

有 ・ 無

5 利用研究の課題名

◆兵庫県ビームラインにおける中小企業利用に係る「中小企業」の定義

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者とする。
 - ・ ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業
- ※ここでのいう「大企業」は、中小企業者以外の会社とする。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

※申し込み上の注意

- ・ 実験実施後、3 年以内に論文等の成果公表及び登録が必須となります。
- ・ 成果を公開しない場合は、別途成果専有料（39,000 円(税込)/時間）が必要となります。